

加算名	単位数	単位数		
		1月につき	1回を限度	1月に2回限度
初回加算	300 単位	●		
特定事業所加算	(I)	<u>519</u> 単位 (505)	●	
	(II)	<u>421</u> 単位 (407)	●	
	(III)	<u>323</u> 単位 (309)	●	
	(A)	<u>114</u> 単位 (100)	●	
特定事業所医療介護連携加算	125 単位	●		
入院時情報連携加算	(I)	<u>250</u> 単位 (200)	●	
	(II)	<u>200</u> 単位 (100)	●	
退院・退所加算	(I) イ	450 単位		●
	(I) ロ	600 単位		●
	(II) イ	600 単位		●
	(II) ロ	750 単位		●
	(III)	900 単位		●
通院時情報連携加算	50 単位	●		
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位			●
ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に 2日以上在宅の訪問等を行った場合	400 単位		●
委託連携加算	300 単位		●	

各種加算の改定点（居宅介護支援）

名称	詳細
(変更) 特定事業所加算	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が加算します。</p> <p>次に掲げる区分における基準のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定事業所加算(I)：基準①から⑬のいずれにも適合 ○ 特定事業所加算(II)：基準②から④及び⑥から⑭のいずれにも適合 ○ 特定事業所加算(III)：基準③、④及び⑥から⑮のいずれにも適合 ○ 特定事業所加算(A)：基準③、④及び⑥から⑭、⑯のいずれにも適合 <p><基準></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 常勤専従の主任介護支援専門員を2名以上配置。 ② 常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置。 ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催。 ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保。 ⑤ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分3・4・5である者の占める割合が40%以上。 ⑥ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施。 ⑦ 地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介された場合でも、当該支援困難な事例の者にサービスを提供。 ⑧ 地域包括ケアセンター等が実施する事例検討会、研修等に参加。 ⑨ 特定事業所集中減算の適用を受けていない。 ⑩ サービスの提供を受ける利用者数が介護支援専門員1人当たり45名未満。ただし、居宅介護支援費(II)を算定している場合は50名未満。 ⑪ 介護支援専門員実務研修の科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保。 ⑫ 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研究会等を実施。 ⑬ 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成。 ⑭ 常勤専従の主任介護支援専門員を配置。 ⑮ 常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置。 ⑯ 常勤専従の介護支援専門員を1名及び非常勤専従の介護支援専門員を1名以上配置。
(変更) 入院時情報連携加算	<p>利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、別に厚生労働大臣が定める以下の基準に掲げる区分に従い、利用者1人につき1月に1回を限度として加算します。</p>

名称	詳細
	<p>イ 入院時情報連携加算(Ⅰ)：利用者が病院又は診療所に入院した日（入院の日以前に当該利用者に係る情報を提供した場合には当該情報を提供した日を含み、事業所における運営規程に定める営業時間終了後に、又は運営規程に定める事業所の営業日以外の日に入院した場合には当該入院した日の翌日を含む。）のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)：利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日（Ⅰに規定する入院した日を除き、運営規程に定める事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して3日目が運営規程に定める事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日を含む。）に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p>
<p>（変更） ターミナルケアマネジメント加算</p>	<p>在宅で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合に加算します。</p> <p>ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じてサービスを行うことができる体制を整備していること。</p>
<p>（変更） 通院時情報連携加算</p>	<p>利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として加算します。</p>
<p>（新設） 高齢者虐待防止措置未実施減算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。</p>
<p>（新設） 業務継続計画未策定減算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。</p>
<p>（新設） 同一建物減算</p>	<p>事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、サービスを行った場合に減算します。</p>